

○田川地区清掃施設組合公告式条例

昭和 58 年 8 月 1 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条第 4 項の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、田川地区清掃施設組合前の掲示場に掲示して行う。

(規則の公布)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布に準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して組合長印をおさなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、第 2 条中「組合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第 4 条の規定は、組合機関の定める規程で公表を要するものに準用する。ただし、同条第 1 項中「組合長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」、「組合長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

第6条 規則又は組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって、特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。